地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)の 主な改定箇所説明資料

項目	TT 4	.0 5"	المراجعة الم
番号	項目名	ページ	改定内容
	_	_	マニュアルの名称を「本編」から「詳細版(旧・本編)」に変更した。また、バージョン数(今回の改定で Ver.2.0 とした)を追記した。
_	_	_	リンク切れの URL は、同内容のものが掲載されている場合は URL のみ更新、同内容のものが削除されているものについては URL のみ削除した。 また、法律等の記載で改正されているものは改正後の情報に修正した。
	_	_	「地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和7年2月18日閣議決定)」及び「第7次エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)」を受けて、マニュアル内の関連部分を追記・修正した。
3-2.	事業者別排出係数について	13~16	事業者別排出係数の内容の変更に伴い節(3-2-1.事業者別排出係数を用いる活動項目について、3-2-2.事業者別排出係数の種類について、3-2-3.事務事業編における事業者別排出係数の利用について、3-2-4.事業者別排出係数の公表・告示について、3-2-5.事業者別排出係数の対象年度について、3-2-6.契約しているメニューの事業者別排出係数が公表・告示されていない場合)を新設した。
3-4.	算定・報告・公表制度における温室効果ガスの排出量との関係	18	図 3-6 「温室効果ガス総排出量」と算定・報告・公表制度の対象範囲の概念図を更新した。
3-4-2.	算定・報告・公表制度における算定結果との報告共通 化について	19	3-4-2. 算定・報告・公表制度における算定結果との報告共通化についての項を新設し、算定・報告・公表制度の報告との共通化の方針を示した。
3-5.	排出量の小さい対象活動の 取扱い	21	3-5. 排出量の小さい対象活動の取扱いの項を新設し、微少な排出量の取扱い方針を示した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球 温暖化対策推進法施行令第 3条第1項第1号)	22	(1) 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量(第1号イ) 2) 算定方法 都市ガスの使用量(単位:立方メートル)の脚注を修 正した。<活動量の把握方法>を削除した。
3-6-1.	二酸化炭素 (CO ₂) (地球温 暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 1 号)	23	(1) 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量(第1号イ) 3) 排出係数 表 3-8 排出係数の種類と選択方法を追記した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号)	29	(3) 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (第 1 号八) 1) 算定の対象 クレジット関連の脚注を追記した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号)	31	(3) 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (第 1 号八) 3) 排出係数 表 3-11 排出係数の種類と選択方 法を追記した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温 暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 1 号)	32	(3) 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (第1号八) 3) 排出係数 参考3-9電気の排出係数の内容、 再生可能エネルギーのうち廃棄物発電について追記した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温 暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 1 号)	33	(4) 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量(第 1号二) 1) 算定の対象 クレジット関連の脚注を追記した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温 暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 1 号)	34	(4) 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量(第 1号二) 3) 排出係数 表 3-12 排出係数の種類と選択方法を追加した。

項目 番号	項目名	ページ	改定内容
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号)	35	(5) 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量(第 1 号木) 1) 算定の対象 <算定対象となる一般廃棄物の種類> の情報を修正 した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号)	35	(5) 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量(第 1 号木) 1) 算定の対象 参考 3-11 バイオマス起源の廃棄物について、紙 くず、紙おむつが対象外と追記した。
3-6-1.	二酸化炭素 (CO ₂) (地球温 暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 1 号)	37~39	(5) 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量(第 1 号木) 2) 算定方法 <活動量の把握>の計算方法について具体的に追記・ 修正した。
3-6-1.	二酸化炭素(CO ₂)(地球温 暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項第 1 号)	41	(5) 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量(第 1 号木) 3) 排出係数 参考 3-13 廃棄物処理施設での電気及び熱の扱いを 新設した。
3-6-2.	メタン(CH ₄)(地球温暖化 対策推進法施行令第3条第 1項第2号)	51	(3) 家庭用機器における燃料の使用に伴うメタンの排出量(第2号八) 1) 算定の対象 参考3-17 家庭用機器の算定対象の家庭用機器の考え方を追記した。
3-6-2.	メタン (CH ₄) (地球温暖化 対策推進法施行令第3条第 1項第2号)	55	(4)自動車の走行に伴うメタンの排出量(第2号二)3)排出係数 「コラム:対象となる自動車の判断について」を新設
3-6-3.	一酸化二窒素(N ₂ O)(地球 温暖化対策推進法施行令第 3条第1項第3号)	82	(2) ディーゼル機関における燃料の使用に伴う一酸化二窒素の排出量(第3号口) 1) 算定の対象にディーゼル機関の考え方を追記した。
3-6-4.	ハイドロフルオロカーボン (HFC)(地球温暖化対策推 進法施行令第3条第1項第 4号)	114	(2) 自動車用エアコンディショナーの廃棄に伴うハイドロフルオロカーボンの排出量(第4号ロ)に、実情を踏まえ算定不要と考えられる旨を追記、算定方法等を削除した。